

第四章 一般闘争

我黨は議會行動の外に謀種の活潑なる一般闘争を行ひ、重大なる各種政治問題に對する我黨の所信を表明すると共に勤勞大衆に對する政治的啓蒙、宣傳、組織等に大いに貢獻する所があつた。議會行動を重視するは勿論であるが、我黨は議會行動に偏することなく、日常の一般闘争に對しても果敢なる積極的態度を持続し來つたのである。我黨が過去一箇年に亘り戦ひたる一般闘争は、本部並に支部に於いて、夥しいものがあるが、その重なるものを擧ぐれば左の如くである。

一、田中内閣打倒運動

二、反動的對支外交の排撃と無産階級的對支外交對策

三、小選挙區還元反對運動（特に九州八幡市）

四、東京市會糺彈運動

五、電燈瓦斯争議對策（特に富山縣滑川町）

田中内閣打倒運動は、我黨の最も力を注ぎたるものであるが、特に四月二十九日並に六月二十日の兩日に於て民衆大會を開いて輿論を喚起する所があつた。前者の大會は無産黨共同委員會主催の下に東京本所公會堂に於て開催せられ、稀に見る盛會を極めたが、同日に於ける非常識なる警官暴行事件は、大なる社會的センセーションを起した。後者は我黨のみによつて東京芝協同會館に開かれ、治安維持法改悪に對しても併せて糺彈する所があつた。

對支外交政策に對しては、我黨は常に熱意を以て考慮し且つ行動したのであるが、五月十七日の中央執行委員會は對支問題調査委員會を設置し、山東出兵に伴ふ現在及び將來の政治的經濟的調査を行ひ、

これら事實を以て、ことに決定した、我黨は更に反響對支政策の當然のあらはれとして惹起した不祥事件に對しても五月十日中央執行委員會は直ちに聲明書を公表し、被害同胞に對し深甚の哀意を表するとともにその原因たる内閣の現地保護政策を徹底的に糾弾した。七月廿六日には重ねて次の如き聲明書を發し翌二十七日には片山書記長松岡、赤松、宮崎の各中央委員が外務省、陸軍省、海軍省を歴訪し各大臣に聲明書携持で抗議した。其の後機會あることに即時撤兵を連呼して來た。

聲明書

支那が半殖民地の状態に置かれ、世界列強の資本と武力との暴戾なる抑壓下に虐げられつゝあることは、支那民族自體の正當なる存立と發展との障害たるばかりでなく、隣國たる日本の國際的存立に對する根本的不安の原因であり、且又、世界平和の根底に横たはる暗礁でなければならぬ。故に支那民衆が三民主義による統一的國家改造を斷行して、其の自主的生存權を確保することは當然の大勢と一目すべきであつて、若し日本が此の大勢の進展を理解し且つ援助し以て日支の緊密なる共存共榮の連繫を確立することは、たゞに日支兩國が世界的存立を強固ならしめ得るに止らず、進んで東洋各被壓迫民族の解放を實現し、眞實にして公平なる世界的平和の建設に貢獻する所以であると確信する。

吾等はいかゝる見地よりして日支條約に對しては、日本は自ら進んで改訂の誠意を示し、法權、稅檢等の回復に對しても、日本は率先して列強を指導するの態度を取るべきであり、條約の末節を以て支那側の條約破棄を云々し、威嚇を以て其の存続を企圖するが如きは無智無謀なる傳統的對支政策の一延長を曝露するものであつて、此の重大なる國際政局に處する日本國家の方針として時代錯誤の甚だしきものでなければならぬ。又最近日本政府の行ひたる警告に至りては、これ明かに一個の内政干渉であつて南北の合理的妥協の形勢に對し、故意に之を阻止せんとする大勢逆行の不法行爲でなければならぬ。

思ふに從來久しきに亘つて我が支配階級は、正しき自覺に基く支那民族の自主的統一を欲せず、陰に陽に之を妨害し來つたことは明かなる事實であつて、今回の警告の如きも、その傳統政策の一表現たる